

事 務 連 絡

平成 29 年 3 月 28 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）食品衛生担当課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局

生活衛生・食品安全部監視安全課

食品中の放射性物質検査結果の記載方法について

農畜水産物等の放射性物質検査については、平成 23 年 4 月 4 日に原子力災害対策本部から示された「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（最終改正：平成 29 年 3 月 24 日。以下「ガイドライン」という。）に基づき、検査計画の策定及び報告並びに検査の実施をお願いするとともに、検査結果については、平成 24 年 3 月 30 日付け事務連絡「食品中の放射性物質の検査計画及び検査結果の報告について」の別添の報告様式記載例に基づき、厚生労働省に対して、報告をお願いしているところです。

今般、ガイドラインが本年 3 月 24 日に改正され、栽培/飼養管理が可能・困難な品目群、原木きのこ類別に検査対象自治体が定められたことを踏まえ、報告様式記載例については、別添のとおり改めましたので、本年 4 月 1 日分の報告から対応方よろしく願います。なお、報告様式自体に変更はありませんので、その旨申し添えます。